

那須烏山市規程第25号

那須烏山市郵便入札実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、規則第19条第2項の規定に基づき、市が実施する郵便による競争入札（以下「郵便入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象となる案件は、那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会設置及び運営規程（平成17年那須烏山市規程第26号）第2条に規定する那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会の審議を経て、決定したものとする。

(入札の公告)

第3条 市長は、一般競争入札を郵便入札の方式により実施するときは、規則第11条に定める事項のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 郵便入札の指定
- (2) 入札書以外に必要とする書類の指定
- (3) 入札書の郵送方法
- (4) 入札書の到着期限日時
- (5) 郵便入札の条件に反した入札を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

2 前項の規定による公告は、掲示場への掲示及びホームページへの掲載により行うものとする。

(指名通知)

第4条 市長は、指名競争入札を郵便入札の方式により実施するときは、前条第1項に規定する事項を記載した指名競争入札通知書により指名業者に通知するものとする。

(入札回数)

第5条 郵便入札による入札回数は、1回とする。

(入札書等の送付方法)

第6条 郵便入札の参加者は、入札書（別記様式第1号）及び第3条に規定する当該郵便入札の公告又は第4条に規定する当該郵便入札の通知（以下「郵便入札の公告等」という。）で指定した必要書類（以下「入札書等」という。）を一般書留郵便又は簡

易書留郵便のいずれかの方法により、郵便入札の公告等において定められた日時までに、市が指定する場所に到達するよう郵送しなければならない。

- 2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、必要事項を記載した郵便入札用ラベル（別記様式第2号）を封筒に貼付し、入札書等を当該封筒に封入し、及び封かんするものとする。

（無効の入札）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 同一の入札について同一の入札者が2通以上の入札書等を提出した入札
- (3) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で入札書等を提出した入札
- (4) 指定の郵送用専用ラベルに差出人名が記載されていない入札
- (5) 入札書等が本市の指定する期限を過ぎて到着した入札
- (6) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
- (7) 入札書に記名押印がない入札
- (8) 入札書の金額を訂正した入札
- (9) 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札者に係る入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指定した入札条件と合致しない入札

（開札の執行）

第8条 市長は、入札書等が到達したときは、開札日時まで総務課において厳重に保管するものとし、郵便入札の公告等に記載した開札日時に開札するものとする。

- 2 開札に当たっては、公正性を確保するため、2人以上の開札立会人（以下「立会人」という。）の面前で開札しなければならない。
- 3 前項の場合において、立会人が代表者以外の代理人であったときは、立会人は立会人委任状（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 4 開札日時に立会人が2人に満たなかったときは、市長は、当該入札事務に関係のない職員を1人以上立会人に充てなければならない。

（立会人）

第9条 立会人は、入札参加者のうち、立会を希望する者又は入札参加者の中から市長が選任した者とする。

- 2 市長は、立会人を選任したときは、立会人選任通知書（別記様式第4号）により当該立会人に通知するものとする。
- 3 立会人は、複数の郵便入札の立会人を兼務することができる。

（立会人の職務）

第10条 前条の規定により選任された立会人は、次の職務を遂行するものとする。

- (1) 入札参加者の確認

- (2) 封筒が開札前に開封されていないことの確認
- (3) 無効となる入札書の確認
- (4) 落札業者及び落札金額の確認
- (5) 立会人署名簿への署名捺印

(くじによる落札者の決定)

第11条 令第167条の9の規定により、くじにより落札者を決定する場合において、当該最低価格者が立会人であるときは、その者に関するくじはその者が、その他の者に関するくじは当該入札事務に関係のない職員が引くものとする。

(入札の結果)

第12条 入札の結果は、落札者の決定後、速やかに落札者に通知するとともに、市のホームページにおいて公表するものとする。

2 前項の規定は、失格及び無効となった者についても同様とする。

(入札執行の延期又は中止)

第13条 入札者が連合し、又は不隠な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は郵便事情等により必要と認められるときは、入札を延期し、又は入札を中止することができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(那須烏山市入札事務取扱規程の一部改正)

2 那須烏山市入札事務取扱規程（平成17年那須烏山市規程第20号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、一般競争入札又は指名競争入札を執行する場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は_____、一般競争入札又は指名競争入札を執行する場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p>